

別表（給食施設の種類）

種類	該当施設	根拠法令等
学 校	公立学校、私立学校、公立幼稚園、私立幼稚園、各種学校、幼稚園型認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法第1条に規定する学校、第124条に規定する専修学校及び第134条第1項に規定する各種学校 ・学校給食法第6条に規定する学校給食共同調理場 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園（当該施設が幼稚園である場合）
病 院	病院	<ul style="list-style-type: none"> ・医療法第1条の5第1項に規定する病院
介護老人保健施設	介護老人保健施設	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
介護医療院	介護医療院	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院
老人福祉施設	特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター、老人福祉センター、軽費老人ホーム、養護老人ホーム	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉法第5条の3に規定する施設
児童福祉施設	認可保育所、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第7条に規定する施設 ・社会福祉法第2条に規定する事業に係る施設で児童福祉に関するもの ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園（当該施設が幼稚園である場合を除く）
社会福祉施設	救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設、障害者支援施設、婦人保護施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法第38条に規定する施設 ・身体障害者福祉法第5条第1項に規定する施設 ・売春防止法第36条に規定する施設 ・社会福祉法第2条に規定する事業に係る施設で社会福祉に関するもの
事業所	事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・労働基準法別表1に規定する事業所
寄宿舎	学生又は労働者の寄宿施設	<ul style="list-style-type: none"> ・学生又は労働者を寄宿させる施設
矯正施設	刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所	<ul style="list-style-type: none"> ・刑事収容施設及び被収容者の処遇に関する法律第3条に規定する刑事施設 ・少年院法第4条に規定する少年院 ・少年鑑別所法第3条に規定する少年鑑別所
自衛隊	自衛隊	
一般給食センター	特定した施設（複数の場合も含む。）に対して継続的に食事を供給している施設	
その他	上記に含まれない施設。 [警察学校、認可外保育所、有料老人ホーム、診療所等]	